

(5) 新たな償却の方法3 (法定耐用年数が2年の場合の計算)

問5 平成19年4月1日以後に取得する減価償却資産で法定耐用年数が2年の場合の具体的な計算の方法を教えてください。

(答) 償却の方法として定額法又は定率法を採用している場合の各具体的な計算は次のとおりです。

【設例】 取得年月：平成20年1月 取得価額：100万円 耐用年数：2年

(1) 償却の方法として定額法を採用している場合

耐用年数省令別表十の耐用年数2年の定額法の償却率 ⇒ 0.500

年 分	20年分	21年分
償却費の額	500,000円	499,999円
期末未償却残高	500,000円	1円

(2) 償却の方法として定率法を採用している場合

耐用年数省令別表十の耐用年数2年の定率法の償却率 ⇒ 1.000

保証率 ⇒ -

改定償却率 ⇒ -

年 分	20年分	21年分
期首未償却残高	1,000,000円	1円
償却費の額	999,999円	0円
期末未償却残高	1円	1円